

大和市教育委員会告示第8号

大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月26日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成23年大和市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得ることにより、地域社会の中で児童の健全育成」を「安全で安心な居場所を設けるとともに、異なる学年の児童及び地域住民との交流その他の体験的なふれあいの場を提供することにより、児童の健全な心身の育成」に改める。

第2条第1号中「安全・安心で」を「安全で安心、かつ、」に改め、同条第2号中「地域住民」の前に「異なる学年の児童及び」を加え、「交流活動等」を「交流」に改め、同条第3号中「異なる学年の児童との交流を図る事業」を「身体的な育成につながるスポーツ等の機会」に改め、同条第4号中「健全育成」を「健全な心身の育成」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 創造力及び空間的思考の育成につながる工作等の機会を提供すること。

(5) 昔遊び等による日本の伝統的文化に触れる機会を提供すること。

第10条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（交流活動ボランティア）

第9条 子ども教室の円滑な運営と交流活動の充実のため、教育委員会は、地域住民等によるボランティア（以下「交流活動ボランティア」という。）を置くよう努めるものとする。

2 交流活動ボランティアは、交流活動及びパートナーの補助を行う。

3 交流活動ボランティアの受入れに関して必要な事項は別に定める。

4 交流活動ボランティアは、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も、同様とする。

第8条を削る。

第7条の見出し中「安全管理員及び学習アドバイザー」を「放課後子ども教室チーフパートナー等」に改め、同条第1項中「安全管理員及び学習アドバイザー（以下「パートナー」という。）」を「放課後子ども教室チーフパートナー及び放課後子ども教室パートナー（以下「パートナー」と総称する。）」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 放課後子ども教室チーフパートナーは、事業の企画運営及び連絡調整を業務とする。

3 放課後子ども教室パートナーは、事業の実施及び児童の安全確保を業務とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「利用時、受付簿に必要事項を記入し」を「事前に交付する参加カードを利用時に第8条に規定するパートナーに提示し」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「及び実施時間」を削り、同項ただし書中「のうち、午後2時から午後5時まで」を「に子ども教室又は放課後寺子屋のいずれかの事業を行うもの」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 子ども教室の実施時間は、原則として午後2時から午後5時までとする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（実施方法）

第3条 子ども教室は、放課後寺子屋（大和市放課後寺子屋やまと事業等実施要綱（平成26年大和市教育委員会告示第9号）第2条第1号に規定する放課後寺子屋をいう。以下同じ。）と相互に連携して実施し、もって両事業を効果的に実施するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。